

# 産業合理化と労働改革（上）

三 好 正 巳

## 目 次

### I 開 題

### II 労働改革と社会「変革」

1. 社会民主主義政権下の社会「変革」と国家独占資本主義
2. 企業構造の改革と労働者の代表制（以上本号）

### III 最近の産業合理化と労使関係

1. ミッテラン政権の経済政策と雇用・失業対策
2. 産業変革と労使関係

——フレキシビリティ、リベルテ——

### III 結 語

## I 開 題

現代資本主義論に求められる今日的課題は、第2次世界大戦後の一時期に見られたような「資本主義は変わった」という「認識」に触発されるものである筈もない。現代資本主義と呼ばれ、そこでは解決される筈の問題のうち何よりも失業の増大、社会的不平等の拡大は、資本主義の「変化」の認識を動揺させずにはおかない。しかし、その他方では、増加する失業者を雇用の「分割」によって吸収するための労働関係再編の可能性を保持し、社会保障費節約のためにこれを代替する社会的装置の役割を高めて収入を「分割」し、社会的不平等を潜在化させ得るものである限りで、それは、なお現代資本主義にたいする信仰の存続に可能性をあたえている。

増加する失業者を包摂する制度的装置をもち、社会保障制度に代位する社会的装置をもって補強・再構成された現代資本主義は、発展史的観点からは「フ

ランス社会主義」をはじめとする社会党政権国家の成立と累積債務のために金融的な破綻と経済的逼迫に直面する開発途上諸国が同時に存在するという歴史段階の問題として把握されるべきものである。

社会党政権国家については、その資本主義国の社会的危機のもとで、保守党政権が実施してきた「改革」の失敗と、社会党による「変革」がこの保守党の「改革」の延長線上にあることにおいて実現した点に注意を払う必要がある。保守党の「改革」と社会党の「変革」の違いは、所有構造の再編成と権力関係とりわけ職場の権力関係の再構成とにおいて、その選択する方向と広がり<sup>1)</sup>の近似性と差異性によって明らかとなる。所有構造の再編成においては、官有化から民営化への転換の道を選ぶか、それとも国有化の拡大の中で再構成するかの差異である。権力関係の再構成においては、最近の技術革新のために起きた労働組織<sup>2)</sup>の変化に対応するばあいに、個別的労働関係に比重を移し集団的労働関係の変質を助長し経営権の保全と強化をねらいとするか、それとも集団的労働関係を強化しつつも個別的労働関係の補足によって労働者の自主規制をねらうかの違いである。これらのことは、「フランス社会主義」における国有化政策とオールー報告書にもとづく労働改革を想起すればよい。所有構造の再編成と権力関係の再構成は、それらがどこまで成功するか、つまりこれらの再編成と再構成とが生産機構の再編制に他ならないがゆえに、生産力発展段階に照応した生産の社会的性格をどこまで合理的組織として表現しうるかということである。そして、生産力の発展に不照応となった資本主義的外皮の破壊と弥縫の在り様、その成功・不成功は、下部構造における力関係に依存するものである。その在り様の如何を問わず、国家諸装置が発揮する力はもとより、その装置と力の発揮を支える階級的基盤がどれだけ強固であるかということが、その方向と成功を大きく左右するといつてよい。

また、生産機構の再編制は、とくに貿易と金融のレベルにおいて、世界市場における先進資本主義諸国間の「同盟」、つまり開発途上諸国との間の対立、それと「同盟」内部の矛盾の激化にともなって促迫されるものである。そうだとすれば、この生産機構の再編制は、この再編制を促迫する国際的関係と諸条

件のもとに解明されねばならないし、生産機構の再編制に当って発揮される国家機構の動向についても明らかにされねばならない。このような課題に答えるためには、いまあらためて国家独占資本主義論について想起する必要がある。すなわち、現代資本主義分析のために、国家独占資本主義という概念の有効性を再認識することである。同時に、国家独占資本主義という概念が、現代資本主義の今日的状況の解明に役立ちうるためには、その内容について深めるべき課題があるということでもある。企業構造改革や労働改革の具体的事例のもとでの所有構造の再編成と権力関係の再構成こそ、その深められるべき中心的課題をなしていると考える。

国際的關係、国際的諸条件に促迫される生産機構の再編制は、その再編制を誘導する政策方針と措置とが逆に国際的緊張を高めるように機能することもありうる。この緊張は、経済的には何よりも国際収支尻にあらわれる。したがって、貿易・資本取引と為替管理の実効性をどれだけ挙げうるかが、生産機構の再編制を成功させるか否かに重大な影響をあたえる。その一国的管理の実効性は、先進資本主義諸国の「同盟」内部において、どれだけ独自に方針を貫徹できるかにかかわっている。しかし、独自の方針は、国際的「協調」を乱して国際的緊張を高めかねない。社会党政権国家が成功するか否かは、そこに止まる限りではまさにこの「同盟」の中でどれだけ独自の方針を貫徹できるかということにかかわっている。そして「フランス社会主義」の困難さも、またこのことに起因しているといえよう。

つぎに、所有構造の再編成と権力関係の再構成を内容とする生産機構の再編制において、国家機構の動向<sup>3)</sup>とも関連して階級対抗の激化をとらえねばならない。また、所有構造の再編成において、官有化企業の民営化と国有化およびその拡大との間にある異同を明らかにする場合に必要なことは、民主的改革のレベルの問題からすれば、民間企業の管理方式の社会性と「合理性」についての検討である。なぜならば、生産機構の民主化のための再編制にとっては、官有化と区別された国有化企業と民間企業との所有関係の違いにもとづくそれぞれの管理においてなお「均質性」が不可欠の条件だからである。「フランス社会

主義」では、民間企業における企業構造改革が国有化と併行し、わが国の場合には、逆に民間企業の管理方式の社会性と「合理性」に依拠すべく国営企業の民営化が進められている。権力関係の再構成においては、労使関係の変革をせまる労働制度上の改革が進められる。この労使関係の制度的変革は、何よりも争議の防止を目的とするところで保守政権と社会党政権の間に共通性が見られる。ただその違いは、社会党政権では、一方で労働組合の権限を労使協議の場において手続上強化しながら、他方で労働者個人の意見表示の権利を認めて労働組織内の労働諸条件決定に直接参加させるなど、直接参加制度を代表制と並置することによって、労働組合による現場のルール形成を制度化しようとする。保守党政権のばあいには、意見表示を権利ではなく時には半ば義務化し、労使協議の場の労働組合の権限を限定しようとする。そこに社会党政権の方針や措置との相違がある。このように、生産機構の再編制にともなって現場に生起する労働権利の実態上の変化の問題がいま解明されるべき課題として登場してくる。この労働現場、すなわち職場の労使関係における権力関係の如何は、所有関係の要因とともに、生産機構の再編制が生産力の今日の段階において生産の社会性を反映した合理的組織となり得るか否かを規定する要因である。また、その課題としての重要性は、この職場の労使関係が安定するか動揺するかである。また、それは国家機構を媒介にしてやがて政権の安定と動揺にもかかわるからである。この問題にとって、「フランス社会主義」の産業政策のもとでは、労働現場におけるフレキシビリティ (les flexibilités) とその反抗にかかわるリベルテ (la liberté) の問題が、当面重要な分析対象となるであろう。

かくして、本稿における課題は、

- (1) 国家独占資本主義論の今日的再評価。
- (2) 生産機構の再編制にかかわる職場の労使関係における労働者の権利状態の把握。

となる。

これらの問題を解明することによって、「フランス社会主義」の歴史実験の内容をもとに社会党政権国家の評価を試み、この社会党政権国家との対比にお

いて現代資本主義の危機管理体制の世界史的な位置を明らかにしようとするものである。そのことは、今日の資本主義の社会的危機にたいし、「フランス社会主義」に照らして民主的改革の現実的可能性と改革点をより鮮明にえがき出すことにも連がるものと考え。その一環として、マイクロエレクトロニクス機器の導入を軸とする技術革新が、労働とその組織を変化させ、この変化をとおして労使関係、とりわけ職場の労使関係にもたらす諸問題を、その不透明な中から抽出することを意図するものである。労働制度の改革によって追求されるフレキシビリティのための措置が、労働者にとってリベルテの問題として何を問題として提起するのか、そしてそのリベルテとは、生産機構と社会組織の再編にとって何を意味するのかを明らかにすることが重要である。これらの問題は、権力関係の基底的条件にかかわることから、民主的改革の内容の一つの重要な問題として十分に解明されるべきものであるといわねばならない。

以上のような本稿の課題と目的とをもって論述を進めるに当って、当面、フランスのミッテラン政権の産業政策と労働改革を素材とし、分析の理論枠を確定しつつ、解明に必要な最低限の資料をもって素描するものである。今日の保革「共存」下のフランスの行末までもここで問題にすることは、直接の課題ではないし、余力もない。また、社会党政権下で進行した問題を明らかにしてこそ、今回の政権交替の意味もやがて明らかになるであろう。

- 1) 官有化 (l'étatisation) は、民主的国有化 (la nationalisation démocratique) と区別される。なお、この点に関しては、のちに述べることにする。
- 2) 労働とその組織の変化は、マイクロエレクトロニクス機器の導入により労働そのものが情報労働へと変化し、同時に労働のシステム化が起きることを内容とする。こうした変化に対応して、雇用・就業形態の柔軟化、すなわちフレキシビリティが求められることになり、労働関係の既存の枠内におさまり切らない領域が生じる。そこでこの領域を掌握するために、QCなどの小集団管理の手法が導入されるとともに、それを労使関係制度としてどのように包摂するか、という問題も発生する。しかし、権利要求を保証するという観点のみからこの領域を現行労使関係に包摂させ切ることが困難であるという。そこで、それを労働生活の組織化 (l'organisation de la vie de travail) ととらえ、労働者にも労働諸条件の改善に責任の一端を負わせた労働の基準設定のルールづくりの試みがなされる。

- 3) 帝国主義段階で、独占資本主義の国家独占資本主義への移行とともに、国家機構の強化と拡大が生じる。しかし、この国家機構の強化と拡大は、その肥大化の傾向を保ちながらも、権力の集中が進むと逆に権限の分散・委譲も進行する。権力の集中過程においては、意志決定のサブ・システムを利用する方式、権限の分散・委譲過程においては、事務簡素化のための機構改革をもともなうことがある。今日のわが国における臨調「行革」を見るばあいにも、権力の集中と権限の分散・委譲の両過程を含み、国家機構の弱体化ではなく強化・拡大という基本傾向は不変であることを見る必要がある。また、今日議論のあるコーポラティズムにたいする理解も、この国家機構の強化・拡大を基盤にすえて理解すべきものと考えている。

## II 労働改革と社会「変革」

### 1. 社会民主主義政権下の社会「変革」と国家独占資本主義

資本主義は、1970年代の危機と80年代初頭の世界同時不況をバネとして、ケインズ主義の経済政策から非ケインズ主義の経済政策への転換をよりいっそう体系的に推進することになった。もちろんこの政策転換は、すでに70年代において金利重視の通貨管理の破綻のゆえに、通貨・信用のアグリゲーツ管理へと向わねばならなかったという事情(インフレ高進)によるものである。アメリカのような巨大な国内市場があっても、ケインズ主義の経済政策は市場の超過的な拡大をもたらし、この市場拡大は制度的に維持された国際市場を国内市場と同一のレベルの市場として包摂することを求める。為替の固定相場制、G A T T (General Agreement on Tariffs and Trade, 関税と貿易に関する一般協定)、世界銀行などは、以上のような性格の国際市場を維持する制度であり、統一市場の性格を維持するこれらの制度保証は、アメリカの必要性にもとづき、その経済力と政治力とに依存するものであった。このような拡大の基調を維持する国際市場のもとで、アメリカ以外の資本主義諸国も、ケインズ主義の経済政策を採用できたし、また、アメリカのケインズ主義の経済政策に促迫されてケインズ主義の経済政策をとることにもなった。しかし、資本主義諸国のケインズ主義

の経済政策は、国際市場における市場構造に大きな歪みをもたらし、この歪みの上に物価の高騰を呼びおこすことになった。「南北問題」、石油価格の急騰、「賃金爆発」などは、その表われである。だが、いまここで、ケインズ主義の経済政策について、その功罪を論ずるつもりはない。また、現実の経済政策をケインズ主義の経済政策として、どのように論証するのかについても、本稿で取りあげることはない。ただ、それらは、課題の位置関係を明らかにするためにのみ論ぜられるものである。

さて、アメリカのとするケインズ主義の経済政策に主導されながら、他の資本主義諸国がケインズ主義の経済政策をとるばあいには、それぞれの国内市場との統一性が求められる 国外市場の 集合として、国際市場は「相互依存」と「協力」の関係を要請される。しかし、この国際市場における「相互依存」と「協力」の関係は、市場構造に歪みがあるばあいには、その当初から矛盾をもった、不安定なものでしかない。この矛盾は、市場の統一性の維持に主導的役割を果たすアメリカの経済力、ひいては政治力が強力であるばあいは、この統一性を維持する制度機能によってその発現が抑止される。自分のためにアメリカが、以上のような主導的な力を発揮しているかぎりでは、市場構造の歪みの影響と結果にたいする保障によって国際市場の統一性が保たれる。アメリカの、この国際市場の統一性を保持しようとする役割との関係において、「ドル不足」や「ドル過剰」が、国際的に問題になったのである。さらにまた、1960年代に入って、アメリカの経済にかけりが見えはじめ、また、いっそう拡大する軍事行動や軍事援助によってその負担が重くなるにつれて、アメリカの経済力は低下した。この力の低下は、ケインズ主義の経済政策のための世界市場の統一性を維持する制度的枠組を動揺させることになった。たとえば、ブレトン＝ウッズ体制の終焉がそうである。

ケインズ主義の経済政策への反省は、通貨・信用の総供給量の抑制的目標管理と雇用維持のおよび循環的に膨張した国家の予算赤字にたいする円滑な資金調達を調和させる政策、すなわちポリシー・ミックスを登場させることになった。しかし、通貨・信用のアグリゲーツ目標を追求することは、国内志向の政

策をとることを意味し、固定相場制が崩壊しているもとで為替レートを調整して「協力」関係の下に置くことをむつかしくした。諸国間の「協力」関係に主導的位置を占めてきたアメリカが、非ケインズ主義の経済政策へと転換し、ポリシー・ミックスを採用するようになると、世界市場における諸国間の対立は、いちだんと強まることになった。<sup>1)</sup>この対立は、矛盾に充ちた「協力」関係の中に犠牲をかえりみず留まるか、「協力」関係から離れて独自の政策行動をとるかの選択を迫ることである。世界市場における諸国間の激化する対立にたいし、国際的な「協力」関係に一定の変更を求める政治的選択として、政治的座標軸の旋回が生じる。この座標軸の左旋回を選択したのは、フランスであった。このフランスの選択は、全体として右旋回が志向されるなかでは、きわだった選択であったといえる。このフランスにおける左旋回は、政策領域に関して如何なる課題をめぐる選択された旋回であったのかという点が、政策論について一つの重要な論題である。失業の増大、物価高騰と購買力低下、基幹産業の衰退、社会保障財政の危機などは、フランス社会において現われた経済政策上の重要な課題であった。そこで、完全雇用を目標とする雇用創出、産業構造の<sup>2)</sup>変革、収入・財産の不平等を是正すること、これらの諸問題の改善のための政策行動を誰の指導にまかせるかという選択が、フランス国民の手に委ねられた。そして、フランスでは、1981年の大統領選挙とその直後の国民議会選挙で国民はミッテラン氏と社会党を選択した。選挙で勝利したミッテラン氏と社会党は、ケインズ主義の経済政策と富の再配分政策とを基軸にする「フランス社会主義」の路線をとることになった。しかし、産業・企業の国有化を除けば、経済成長、物価安定、社会保障の調整、減税などの政策課題は、保守党が過去にとってきた政策と共通のものであった。つまり、第一次石油ショック以後の経済危機にたいする対策は、国有化政策を別にすれば、本来、保守党政権のもとで実施され、保守党政権の手で手直しされようとした政策を、ミッテランと社会党は手直しを認めず逆に促進することを主張したという意味で、政策的な連続性があったし、国有化政策についても、人民戦線内閣の下および第二次世界大戦後の復興期にすでに経験したものであって、国有化選択のアレルギーは幾分



緩和されたものであったといえよう。

「フランス社会主義」という所有関係と権力関係におけるこの座標軸の旋回は、この局面における資本主義分析の理論枠についてその再検討をうながさずにはおかない。何故なら、所有関係と権力関係の一定の変更を含めて解明しなければならないからである。ところで、これまでの理論枠としては、その基底に帝国主義論と国家独占資本主義論とがある。共産主義諸国を含む世界経済分析として、かつて全般的危機論もあった。いま、「フランス社会主義」の実験が行われている局面では、とくに国家独占資本主義論の位置については帝国主義のもとでの国際関係の中で把握されるべきだという再確認が求められているといえよう。なぜなら、「フランス社会主義」のケインズ主義と所得再配分の政策にとって、生産機構を変えることが要請されるばあいに、とりうる政策行動が国際的に制約され、したがって、国際的な「相互依存」と「協力」関係の枠組みのもとで把握されねばならないからである。アメリカ主導の国際的な枠組みからの離脱なしには、政策行動における制約はまぬがれ得るものではない。この「相互依存」と「協力」関係の下にあるかぎり、国家独占資本主義としての分析は、帝国主義的矛盾の激化と弱い環の析出に関連させてしか有効性を維持しえないであろう。

さらに、「フランス社会主義」の実験は、自主管理と分権化の試みによって、国家独占資本主義の理論的精緻化を要請するものとなってきている。この実験において、企業の再組織化と企業内部の力関係すなわち権力関係の変革が求められるとき、勤労者が企業の各レベルの意思決定に参加しうるような管理系統に改めるとすれば、それは自主管理 (la autogestion) の導入ということである。そのような自主管理のために、分権化を推進する必要がある、たとえば民間企業のレベルにおいては企業委員会の改革が重要な課題となる<sup>3)</sup>。フランスにおける「企業改革」は、社会党政権以前においてすでに試みられてきたところのものである。歴史的に見れば、1959年1月7日付特別政令および関連の実施規定によって、労働者にたいし企業の利潤に参加する可能性があたえられたことに始まる<sup>4)</sup>。しかし、この政令の適用は、基本的には随意であって、十分な成果は

挙げられなかった。1967年8月17日付特別政令は、成果への労働者の参加とともに労使交渉の分野を拡大し、準備期間の設定と租税特別措置を採用している。この分配関係の手直しによって貯蓄の増大ひいては投資の発展をはかるものと意図されながら、それは実際には消極的な内容の法案であった。この政令では、常時100人以上の被雇用者をもつ企業に実施を義務づける性格をもちながら、現実には計算方法の問題などもあって分配額はゼロに近く、参加といえるようなものではなかった。このような分配問題としての「企業改革」の失敗を経験して、企業内部の力関係の変革をともなう参加という考えが提起されてきた。1975年2月のシュドロー報告（LA RÉFORME DE L'ENTREPRISE, Rapport du comité présidé par Pierre Sudreau）は、労働条件の改善、労働組合の社会的役割を重視した「企業のための諸改革」を「発展的、多元的、総合的ヴィジョン」として提案した。しかし、そこでいう企業改革は、社会改革を意味するものではないという主張が、シュドロー報告の性格を示していた。この改革案は、労資双方の反対で結局実現するに至らなかった。かくして、企業改革は、社会党政権の成立を待たなければ、本格的に展開することはなかった。

それでは、自主管理や分権化など「フランス社会主義」の経験という現実のもとで、国家独占資本主義分析の理論枠として付加され、再検討されるべき問題は如何なるものであるのか。われわれは、まずは、国家独占資本主義論の原点における分析から出発することにしよう。

国家独占資本主義と帝国主義の関連について、レーニン<sup>5)</sup>は、「国家と革命」の中で、「帝国主義——銀行資本の時代、巨大な資本主義的独占体の時代、独占資本主義が国家独占資本主義へ成長転化する時代」としてとらえ、この時期に、「プロレタリアートにたいする弾圧の強化と関連して、『国家機構』の異常な強化、国家機構の官僚的および軍事的機関の前代未聞の拡大」が生ずると述べている。この引用文<sup>5)</sup>文だけからすれば、プロレタリアートの弾圧強化だけに目が向けられるし、プロレタリアートが「この国家機構をなにに代えるか」という問題、すなわち「プロレタリアートの独裁」を結論するために、そこに目が向くのは自然である。しかし、レーニンが、19世紀末と20世紀初頭、すなわち

帝国主義段階に入った時期の「資本主義国家一般の最近の進化全体の一般的特徴」として指摘している内容は、『議会権力』が完成され、他方では、ブルジョア体制の基礎は依然としてかわらずに、官吏の地位という『獲物』を分配し、再分配するいろいろなブルジョア政党や小ブルジョア政党が権力のための闘争を行い、最後に、『執行権力』とその官僚的および軍事的機関がいっそう完全なものになり強化した<sup>6)</sup>』ということである。レーニンがここでいう国家機構が完成し強化されるというのは、独占資本主義が国家独占資本主義へと成長転化する帝国主義の段階としてとらえるべきであり、その上で、弾圧強化と関連する異常な強化として指摘されているとみるべきであろう。

また、独占資本主義の国家独占資本主義への成長転化を内容とする帝国主義の理解は、恐慌と戦争を媒介にして世界市場との関連のもとに国家独占資本主義をとらえることを意味する。資本主義の全般的危機という一般的な規定との関連ではなく、戦争や恐慌という直接的な影響の下における国家独占資本主義において、何が論ぜられねばならないかを、あらためて考える必要がある。戦時下の日本国家独占資本主義は、生産力の動員体制をとることによって結果的に生産力を崩壊させてしまったという歴史をもっている。この歴史的経験から、国家独占資本主義の成立とその危機、さらには社会的危機として解明されるべきというあらたな課題を抽出することができるのではなからうか。同様に、今日の経済危機においても、フランスの国家独占資本主義論において主張されているように、国家独占資本主義の危機が明らかにされる必要があり、国家独占資本主義の危機をどのようにとらえるかは、重要な問題である。国有化企業の経営危機をもってその危機のあらわれとみることもできる。すなわち「国有化企業は、独占ブルジョアジーが国家独占資本主義の生産諸関係における生産諸力の発展の問題を真に解決する能力がないことから生ずる諸矛盾のすべてが共鳴しあう場となった<sup>7)</sup>」と、いわれている。資本主義体制のなかの矛盾としてとらえられた国有化企業を、「官有化 (l'étatisation)」として特徴づけ、「民主的国有化 (la nationalisation démocratique)」と区別<sup>8)</sup>して、国有化企業の経営危機を国家独占資本主義の危機としてとらえることを可能にしている。しかしなが

ら、もし「民主的国有化」を経済的社会的進歩の決定的要因とするならば、生産機構の中で国有化をとらえることであって、経済計画を実施するに当たっての合理的な生産組織と計画的運営の手段にとって国有化がもっている意味を、企業改革との関連で検討する必要がある。そこから「フランス社会主義」の経験は、国有化と民間企業の改革とを、計画経済のための生産機構として統合的に評価することを求めているといえよう。そのばあいに、国有化と民間企業の改革との併存こそ、社会党政権によって、自主管理と分権化を媒介にして、生産機構の民主性、効率性を実現するものと期待されているものというべきであろう。しかし、フランスにおける社会党と共産党との間の、国有化の範囲をめぐる意見の対立からしても、計画経済の生産機構にとって、国有化、および企業改革についての検討は、避けられない重要な課題として提起されるし、「フランス社会主義」の経験は、その再検討のための現実的材料を提供している。

すでに述べてきたように、独占資本主義の国家独占資本主義への成長転化は、帝国主義の矛盾激化と不可分である。すなわち、帝国主義戦争に促迫された国家機構の完成強化にしても、それは世界市場における競争の激化、ひいては領土再分割にいたる過程のなかの国家機構の完成強化として、国家独占資本主義をとらえるということである。このような位置づけの国家独占資本主義において、世界市場との接点を析出することが、国家機構の完成強化の軸点を明らかにするために重要となる。たとえば、貿易をめぐる対立の激化が、為替戦争にいたることから、通貨と為替の管理のための国家機構を完成強化することも、その一つの例である。もちろん、そのばあいの世界市場は、構造的に把握されるべきで、その市場構造は、植民地市場をも包摂しうる概念でなければならない。だから、この市場構造との接点となる通貨と為替の管理は、国際的な対立のなかに国内と国外との商品と資本との流れを規定する物価基準の設定という役割を与えられることになる。これらの接点を明らかにすることは、また、この接点において国家機構の完成強化されるべき軸点がきまるということによって、帝国主義における独占資本主義への成長転化の、たとえば為替戦争や市場の囲い込みという契機や、たとえば軍事侵略的という性格が明らかにされ、さ

らにこれらの接点における合理的管理が可能となり、成功することによって、経済の計画的運用のための生産機構が独自のものとして可能になるのである。ひいては、一国における民主的改革の可能性が与えられるのである。

これまでに述べてきたところを整理すれば、(1)国家独占資本主義は、帝国主義段階の世界市場における対立激化を契機とし、独占資本主義から成長転化して成立すること。そのばあいに世界市場の対立が一国の生産機構に作用する接点を抽出し、その作用を契機に完成強化される国家機構の解明が必要である。(2)この完成強化される国家機構は、官僚機構として独自に分析されるものではなく、生産組織の編成における「合理性」すなわち社会的危機とりわけ経済的危機のもとにおける独占的高利潤を確保できる生産組織を形成するものとして存在する。(3)国家機構と生産組織とを一体として把握することによって可能となる生産機構の分析に当って、企業における分配関係のみならず権力関係がとりあげられねばならない。(4)国家独占資本主義論の再提起に当っての以上のような課題の確認は、帝国主義の諸矛盾を国家独占資本主義のもとで発現する矛盾として、完成強化される国家機構、経済的危機のもとで「合理性」、「効率性」の生産機構の編成が進められるばあいの諸階級対抗のプロセスとして解明されるべきことこそが最終の課題であるということの意味している。

さらに、国家独占資本主義論の再提起においては、ケインズ主義の経済政策を資本主義世界市場の統一性のための政治的・経済的条件と関連させ、この統一性の形成と解体のプロセスにおいて、ケインズ主義、非ケインズ主義の経済政策を批判することの責務が、この再提起における新しい課題に負わされている。すなわち、通貨・為替管理、貿易と資本の自由市場などの政策的協調と制度的に維持された市場の統一性とを前提にした近代経済学の諸理論に対する批判を、責務としている。市場構造や企業行動から接近するばあいの限界について明確にすることも、批判の内容の一つとなるということである。

- 1) OECDを中心に積極的調整政策 (positive adjustment policy) が主張される他方で、貿易摩擦はいっそう深刻になってきている。調整は、いまや国際的協力の枠を踏み出して、国内政策への他国からの干渉ともなりかねない状況にある。

たとえば、内需中心型の産業構造への転換をアメリカに約束するとき、その実現のための日米間の定期的協議は、国内政策への干渉の場ともなりかねないと危惧される声が聞かれるのが、そのことを示している。

- 2) フランス社会党綱領「暮らしを変えよう」(1972年採択)、左翼共同政府綱領(1972年調印)を衍敷した「社会主義プロジェクト」によると、「ここ半世紀以来、フランスの社会は、これほどの状態を知らないできた。失業の広がり、購買力の低下、物価の急上昇、基幹産業の解体、社会保障への攻撃、公共サービスの危機、自由に対する攻撃の激化、社会不安の蔓延」(フランス社会党編・大津真作訳『社会主義プロジェクト』合同出版、1982年、13ページ)しているとする。また、ミッテラン政権発足当時、社会党は従来から批判してきた三つの弊害、すなわち失業、産業の停滞、社会的不平等の是正を経済政策の主要な目標にかかげた(在仏日本大使館「ミッテラン政権下のフランス経済」大蔵省大臣官房調査企画課『調査月報』第73巻第5号、1984年5月、37ページ)。
- 3) 社会の根底的変革は、企業の再組織化と企業内部の力関係の変革だとして、フランス社会党の「プロジェクト」は、公共部門では管理の自主性のために分権化を最大限に進めるとしている。また、民間企業では、企業委員会の抜本的改革によって、勤労者の介入の発展を職場およびサービスのレベルで公共部門の組織形態に類似した組織形態にまで到達させようという(前掲『社会主義プロジェクト』、202～207ページ)。
- 4) 企業の利潤、資本への参加のほかに、労使間契約など一定の手続のもとに生産性向上への参加が考えられた。
- 5) レーニン「国家と革命」、邦訳『レーニン全集』第25巻、大月書店、442～443ページ。
- 6) 同上書、442ページ。
- 7) フランス共産党中央委員会経済部『エコノミー・エ・ポリティーク』誌、大島雄一他訳『国家独占資本主義』下、新日本出版社、1975年、288ページ。
- 8) 同上書、294ページ。

## 2. 企業構造の改革と労働者の代表制

企業の国有化と民間企業の権力関係の変革とは、労働者による生産単位レベルにおける命令系統への介入を保証する組織形態として類似しており、したがって、計画経済のための生産機構としては、同列の意義があたえられる。改革された公共部門と民間企業とは、自主管理と分権化とによって組織された生産

諸単位の組織化のもとで、同質の生産組織とみなされる。これが、フランス社会党の「プログラム」に示された内容である。そこでは、生産諸単位の合理的な組織化と企業の資本主義的構造の改革（権力関係の一定の変革）による生産機構の合理化が目指されていて、合併・閉鎖・移転・投資の決定に介入する労働者の権力を、企業組織の内部に保証すること、つまり民間企業の権力関係を再編することによって所有関係を規制するという企業の改革を主張している。企業の権力関係の変革について「プログラム」は、労働組合の介入能力を強化すべきとし、そのために労働組合と労働者の企業、職場での自由に関する権利を拡大することを重要視し、これと関連して民間企業における企業委員会の抜本的改革を提起している。

実際に、ミッテラン政権は、政権誕生以来、社会的公正 (la justice sociale) と社会的進歩 (le progrès social) のための政策を進めてきたが、その中の一つとして、労使関係法の大幅な改正を実施した。

1981年9月に、オールー (Jean AUROUX) 労働大臣によって、「労働者の権利について (sur les droits des travailleurs)」の報告書が大統領に提出された。この報告書は、当初において、労働者は都市における公民 (les citoyens) であり、企業の中でも同様に公民であることを認めている。しかし、提起された具体的方法は、それらが積極的変革という方向に進められるとしたら、これらの方法は労働者の実際の要求にも、時に大臣によって述べられる一般的目的にも照応する広がり<sup>1)</sup>を少しも持っていないという評価も生まれてくる。この報告書では、一時的労働 (le travail temporaire)、期間の定めのある契約 (les contrats à durée déterminée) についてのオルドナンス、労働権の抜本的改革につながる五つの法律案<sup>2)</sup>が、提起されている。そしてこの法律案は、新規の国民議会 (la Assemblée Nationale) でいつの日か投票にかけられねばならない労働権の抜本改革の開始でしかないという内容をなしている。解雇権やストライキ権と同じくらい重要な問題にも、結局のところこの法律案は何事も触れていないのである。また、この法律案には、懲戒承認にあたっての事前の話し合い (l'entretien préalable à la sanction disciplinaires) あるいは当面の課題のために支配的地位の組合や

分野に従って、その系列下にある組合によって形成された諸々の企業集団委員会 (les comités de groupe) の創設が含まれている。しかし、これら新しい権利については、その適用は、雇用主の善意次第とされていた。労働者の意見表示 (l'expression) の権利についても、全く同様であった。

オールー報告書にもとづいて、企業内の新しい労使関係を規定する法律が制定された。すなわち、企業における労働者の自由に関する1982年8月4日の法律 (Loi n°82-689 relative aux libertés des travailleurs dans l'entreprise remplaçant la section VI du chapitre II du titre II du livre I<sup>er</sup> du Code du travail modifiant et instituant le titre VI au livre IV), 従業員の代表制の発展に関する1982年10月28日の法律 (Loi n°82-915 relative au développement des institutions représentatives du personnel), 団体交渉及び労働争議の調整に関する1982年11月13日の法律 (Loi n°82-957 relative à la négociation collective et au règlement des conflits collectifs de travail), 衛生安全労働委員会に関する1982年12月23日の法律 (Loi n°82-1097 relative aux comités d'hygiène, de sécurité et des conditions de travail) の四つの法律が制定された。同時に、労働時間および有給休暇に関する1982年1月16日のオルドナンス (Ordonnance n°82-41 relative à la durée du travail et aux congés payés), 一時的労働に関する1982年2月5日のオルドナンス (Ordonnance n°82-131 modifiant les dispositions du Code du travail relatives au travail temporaire), 期間の定めのある労働契約に関する1982年2月5日のオルドナンス (Ordonnance n°82-130 modifiant les dispositions du Code du travail relatives au contrat de travail à durée déterminée ainsi que certaines dispositions du Code civil) が出された。

結局、オールー報告書にもとづいて進められた労働改革は、ミッテラン政権にとって重要かつ緊急の課題であった雇用・失業問題の解決のために、労働者に公民権 (le citoyenneté) を保障し、企業構造の改革の担い手たらしめることが必要であるという考えにもとづいていた。それは、企業主の経済的責任や労使交渉の新しい力関係に基礎づけられた経済的民主主義の新しい広がりとして、労働者にあたえられた新しい諸権利をとらえることでもある<sup>3)</sup>。企業における労



働者の自由に関する法律の提案理由書の中で、ハンディのあるわけでない「安定した雇用にすでについている人達に諸権利を与えることは、労働の基本的権利にたいしてはね返りをひきおこさなくとも、さらに、その社会の原理や諸結果から非難されるだけであろうが、『二極的』社会 (une société “duale”) を創ることに寄与するだろう。その理由は、政府が、失業にたいする闘いを政府の<sup>4)</sup>とる最優先する行動となしたということである」と述べている。全国や地方のレベルにおいて、公権力が果たす役割とともに、労働組合幹部の役割も重視され、権力関係における双対性が志向されているといえよう。

企業内における労働者の自由に関する権利の拡大は、就業規則、懲戒権にたいする法的規制、労働者の意見表示権の承認などによって進んだ。このことから、労働関係は、最も基底のレベルにおいて直接的な法的規制を受けることになった。それは、企業における制裁権 (un droit disciplinaire) のあるべき内容について口火を切るものであった。また、企業内規則 (un règlement intérieur) にたいする法的規制は、論理的につめていけば、労働者の保護 (la défense des salariés) の権利にかんする諸規程を、企業内規則に表示しなければならないこと<sup>5)</sup>とも想定している。また、雇主がなすことが可能な懲戒の種類と程度 (la nature et de l'échelle des sanctions que peut prendre l'employeur)、労働者保護の権利にかんする諸規程 (les dispositions relatives aux droits de la défens des salariés) についての規定は、経営者の制裁権を行使するばあいの内容を厳格に規定するとともに、企業内規則を作成するばあいの企業側の責任者の権限を限定するものである。もちろん、企業内規則は、企業あるいは工場において適用される労働にかんする契約や団体協約の規定に反する条項を含むことはできない。それは、自ら従業員の権利や個人的・集団的な自由<sup>6)</sup>に諸規制をもたらすようにはならないであろう。その諸規制は、達成された任務の性質によって正当化されるものでもないし、追求される目的と釣り合いのとれるものでもないであろう。

労働者の自由にかんする権利の拡大は、企業における経営者の管理の権限にたいして影響せざるをえない。しかし、企業内規則が、企業委員会あるいはそれが無いばあいは従業員代表制の意見に従わねばならないとしても、企業内規

則の内容について交渉することではなく、ただ、それらの意見を集めれば良いということに過ぎないのが実態である。とはいえ、企業内規則は労働監督官 (l'inspecteur du travail) の監督下におかれるのだから、自由にかんする権利の行使が管理されない状態にあるわけではない。国民議会の論議のときから、労働大臣によって注意をうながされたところであったが、企業内規則を練り上げることは企業主の責任に属する「片務的 (unilatéral)」行為であることが問題であったのである。<sup>6)</sup>

つぎに、労働者の自由な意思表示の権利<sup>7)</sup>について検討を加えよう。この問題は、企業を民主化する (démocratiser) という意向からすれば、法律上の権利として記述されたこともなく、判例上にもない、いまだ取りあげられたことのない根本的な改革に関連しているものである。これまで、従業員代表制や企業委員会、労働組合組織が、それぞれの領分においてそれぞれに、労働者の要望を企業主に伝達するパイプとなっていた。もし、代表制度の媒介機能が掛けがえなく必要なものとして残っているならば、これらの機能は、最高責任者 (le premier chef) が関係をもっているその諸課題にたいし直接に介入したいという労働者の願いと矛盾するものではない。さらに、労働諸条件 (les conditions de travail) についての特別扱いのやり方で行われることができる労働者の関与 (l'intervention des salariés) を、自由な意見表示の権利としてあらためて承認しようとするものであるというのが、提案者側の主張であった。<sup>8)</sup>

労働諸条件についての労働者の関与の内容は、C. N. P. F. (le Conseil National du Patronat Français, フランス経営者協議会) が普及・一般化を奨励してきたところの交流集会 (la réunions d'échanges), プロジェクト・グループ (les groupes de projets), 半ば自律的あるいは自律的チーム (les équipes semi-autonomes ou autonomes), QC (les cercles de qualité) など、いろいろな名称で実施されてきた経験にもとづいて考えられている。オール報告書、さらにはこの法律の提案理由書は、明白に経営者組織のイニシアティブを参考にしているといっても、立法者のそこでの意志が、上述の小集団管理の経験を追求してきたその道の練達者達の意志以上のものを容易に含んでいるというものではない。それは、作

業時間内に、交流や討論をゆるされた、そして厳密に規定されたグループを介して集まることを、労働者に提案するものでしかない。<sup>9)</sup>すなわち、そこでの意図は、労働者集団 (l'unité de travail), つまり工場 (l'atelier), 職場 (la sous-division d'atelier), さらに部局 (le bureau), 労働者グループ (les salariés), 日常的に一緒に仕事をしているすべての労働者グループを基盤として、労働者を集団化することにあるというのである。労働諸条件を共同で検討することが労働者に期待されており、労働生活の組織化 (l'organisation de la vie de travail) が期待されているという。しかし、個人、集団によるこのような意見表示の権利は、労働組合の活動家の手によって本来の役割にもどされうるかも知れないが、経営者によって労働組合の力に対抗する手段として悪用される恐れも十分にあった。C. F. D. T. (la Confédération Française Démocratique des Travailleurs, フランス民主労働総同盟) は、オールレー法に賛成したが、この部分についての熱狂的な歓迎は表明しなかった。C. G. T. (la Confédération Général du Travail, 総同盟) は、受け入れ賛成にまわるかあるいは調子をおとしたし、F. O. (la C. G. T.-Force Ouvrière, 労働者の力派) は、この改革に敵意を表明し続けた。<sup>10)</sup>

意見表示の権利行使の形態は、企業規模によって多様である。従業員 200 人以下の企業では交渉の奨励 (une incitation), 200 人以上の企業では義務 (la obligation) とされている。しかし、交渉の義務は、協定の締結を義務づけたものではない。法律は、この協定の欠除について何もいっていないが、国民議会は修正を加えて、協定がないばあいに雇主は、労働者代表に相談しなければならないとした。結果的にみれば、かなりの数の企業で交渉が行われることになったし、署名された 1,036 の協定は、1983年の時点には 2 倍以上、関連企業 6,000 企業の 15% に達した。<sup>11)</sup> なお、労働組合側の署名拒否もあった。

以上のごとく、企業における労働者の自由に関する法律は、労働生活の組織化とその内部ルールにたいする法的規制によって、小集団管理などまで労働関係として把握することを意図した。つまり、労働制度のもとで労働法が秩序づけた労働関係の枠組のなかに、労働生活の組織化、そこでの労働諸条件の決定を包摂しようとしたものである。そのために、職場秩序ないし労働の秩序にた

いし、労働者と雇主ないし企業責任者との双対的関係を承認し、それによって、これを制度のなかに掌握し、労働組合の交渉単位とは別に計画的な管理のための生産機構の基礎的単位を形成しようとしたものであったといえる。

労働関係にたいする以上のような制度的包摂の拡充のうえで、労働組合主義の強化がはかられた。すなわち、オールー報告以後、政府は、企業内において労働者に公民としての権利をあたえてきた。政府は、それによって労働者に直接利害関係のある諸決定にたいし圧力をかけたり影響を及ぼしたりする方法を彼らにあたえられるという立場をとり続けてきた。すなわち、経営者の反対に直面したときに、労働組合が真に労働者を代表せず、労働組合の数の力 (les effectifs) はあまりに弱く、また細分されている。オールー報告書は、前もって代表制におけるこの問題に答えている。労働組合の多元主義 (le pluralisme) は、それに自由参加することを望む各労働者に、その中のある代表制大組織を通して国家計画にたいし取るべき態度をわからせることをゆるす、つまり民主主義にとって基本的な保証を構成することをゆるすようにしむけるというのが、用意された答である。<sup>12)</sup> 政府のこのような主張を裏付けるものとして、労働組合主義に作用しているゆっくりだが規則的な変化があげられる。この変化に対応できなかった C. G. T. は、労働者の関心をつなぎ止めえずに勢力を後退させたが、他方では、労働者は新しい流れの圧力に身を寄せることになったという見解もある。融通のきかない「機構 (l'institution)」としての C. G. T. に比べると、まだ融通のきく労働組合である F. O. や C. F. D. T. の方に、この新しい流れの圧力は有利に作用したともいわれる。このような状況のなかで、オールー報告書は、労働組合センターに認められる新方法が勢力増の保証となって、また脅かされる恐れがあるところはどこでも労働組合の自由を発展させて、労働組合活動の強化に注意を向けることこそ公権力の役目であるとしている。しかし、新しい法律による労働組合の強化は、現実の状況を抜本的に変えることにはならなかったし、労働組合に新しい権力を実際に与えるものでもなかったのである。

結局、代表制にたいする法律に導入された規定は、企業における労働組合の

位置と役割に関してつぎの三つの柱に関連していた。

- (1) 企業において、労働組合代表が享受する自由の範囲を拡大すること。
- (2) 活動家や代表が裁量できる諸手段を拡大すること。
- (3) 可能なかぎりの最大数の単位組織の創設や発展を容易にして、企業における労働組合の層を厚くすること。

しかし、このような労働者の代表制にたいする強化も、労働関係のなかに新たに含められた労働生活の組織化の領域における位置を明確にされ、組合が役割を果たさなければ、企業における権力関係の改革は進まないし、労働組合主義の強化にはならない。事実、労使のコミュニケーションを重視する労務管理によって、労働組合の影響力が減退している例を、フランスにおいても見ることができると。

こうして、オールレー法による労働改革は、労働組合の一部の強い抵抗もあって、困難ななかの普及となった。オールレー法の適用状況とそのもたらした結果についての調査報告書が公刊されているが、これらの分析については、別の機会に譲りたい。

- 1) Maurice Cohen: «Un prélude à la réforme nécessaire du travail», *Revue Pratique de Droit Social*, février・mars 1982, n°442・443, p. 35.
- 2) 五つの法律案は、以下のとおりである。Projet de loi relatif au règlement intérieur et au droit disciplinaire dans les entreprises, Projet de loi relatif au développement de l'expression des salariés dans les entreprises, Projet de loi relatif au développement des institutions représentatives du personnel, Projet de loi relatif aux comités d'hygiène, de sécurité et des conditions de travail, Projet de loi relatif à la négociation collective et au règlement des conflits collectifs du travail.
- 3) Les nouveaux droits des travailleurs, sous la direction de Charlotte Laurent-Atthalin, La Découverte et "Le Monde", Paris, 1983, p. 70.
- 4) オールレー法関連の法律案の Exposé des motifs については、Jean-Claude Javillier: *Les réformes du droit du travail depuis le 10 mai 1981* (L. G. D. J., Paris, 1984, p. 417) の Annexes によった。
- 5) Michèle Millot et Jean-Pol Rouleau: *L'entreprise face aux lois Auroux*, Edition d'organisation, Paris, 1984, p. 37.

- 6) Michèle Millot et Jean-Pol Roulleau: *ibidem*, p. 39.
- 7) 企業における労働者の意見表示についての法案は、C.G.T. の要求に応えたものであったが、法律の適用に必要な協定の締結を経営者の善意（見せかけの）に委ねており、経営者に何んの圧力ともならないという根本的な欠陥をもっていた (*Revue Pratique de Droit Social*, n°442-443, p. 40).
- 8) 同法の提案理由書 (Jean-Claude Javillier: *op. cit.*, p. 419.)。
- 9) Michèle Millot et Jean-Pol Roulleau: *op. cit.*, p. 46.
- 10) Michèle Millot et Jean-Pol Roulleau: *ibidem*, p. 48.

なお、C.G.T. の含みのある態度は、表示された改革にたいする全体としての賛成に、多くの点についてのきびしい批判を伴っている。C.G.T. は、公式にはよい方向にむかう第一歩だが、あまりに遅いという評価である。とくに、公表された意図と提案された手段との間に全体としての一致がないということが強調されている。結局、交渉を重視するだけでは不十分で、企業内の力関係に依存することに配慮すべきであったことを悔んでいるようである (*ibidem*, p. 113.)。

政府と C.G.T. との間のこの法案をめぐる対立は、第一に、活動家が権利の拡張に努め、新しい企業内ルールをつくることに関連している。それは、労働組合代表の各審級 (des diverses instances) における貢献についての対立であった。それは、例えば解雇についての企業委員会における拒否権をめぐる問題であった。第二に、長期的戦略、すなわち、社会変革にかかわる問題があった。オール法によってもたらされる変革と C.G.T. が予想する変革とが最終的に一致するかどうか、という問題であった。労働大臣によってなされたカケは、C.G.T. の実践を動揺させることであったし、その第一のナショナル・センターとしての優位性に障害物を設けようとする試みであった。

- 11) C.F.E. と C.G.C. は 1%, C.F.T.C. は 5%, C.G.T.-F.O. は 9%, C.G.T. と C.F.D.T. とは 10% の署名拒否であった (Jean-Claude Javillier, *op. cit.*, p. 249.)。
- 12) Michèle Millot et Jean-Pol Roulleau: *op. cit.*, p. 53.